

議員提出議案第 1 号

中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日提出

提出者

中間市議会議員 植本 種實

賛成者

中間市議会議員 田口 善大

同 小林 信一

同 掛田るみ子

同 草場 満彦

同 中尾 淳子

同 山本 慎悟

同 佐々木晴一

同 安田 明美

中間市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

中間市議会の議員の定数を定める条例（平成14年中間市条例第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「19人」を「17人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

中間市議会の議員の定数を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
中間市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>17人</u> とする。	中間市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>19人</u> とする。